

処遇改善加算手当について

一般財団法人竹田健康財団

当財団では、福祉・介護職員等処遇改善加算を算定するにあたり、福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、所轄行政機関へ提出しています。

計画内容及び職場環境等の改善に係る取組の見える化のため、賃金改善の内容や職場環境改善の取組についてお知らせいたします。

1 加算の目的

福祉・介護職員等の賃金改善を図るとともに、働きやすい職場環境の整備や人材育成を推進することを目的としています。

2 加算の取得状況

事業所	令和8年4月～5月	令和8年6月～令和9年3月
総合発達支援プラザふらっふ、総合発達支援プラザふらっふ3号館	処遇改善加算Ⅰ	処遇改善加算Ⅰ口
相談支援事業所ただ		処遇改善加算

3 賃金改善の内容

- ・処遇改善手当・特定処遇改善加算手当の支給
- ・ベースアップ手当（特殊勤務手当2）の支給

月々のサービスの運用実績によって手当の金額に変動がありますことを、予めご承知おきください。

※短時間勤務の職員の皆さまにつきましては、通常支給額の半分となります。

4 職場環境等改善の取組

(1) 入職促進に向けた取組

- ・法人理念の共有、人材育成制度の実施
- ・中途採用者が働きやすい受入体制の整備

(2) 資質の向上・キャリアアップ支援

- ・外部研修及び内部研修への参加支援
- ・資格取得支援制度
- ・定期的な面談の実施
- ・エルダー・メンター制度の整備

(3) 両立支援・多様な働き方の推進

- ・育児・介護休業制度の整備
- ・短時間勤務制度の導入や、正職員への転換制度等の整備

(4) 腰痛を含む心身の健康管理

- ・定期健康診断・ストレスチェックの実施
- ・管理職に対する雇用管理改善の研修等の実施
- ・事故・トラブルへの対応・ハラスメント防止に関する相談体制の整備

(5) 生産性向上のための取組

- ・現場の課題の見える化
- ・5S活動
- ・記録業務の効率化

- ・業務マニュアルの整備・見直し
- ・各種委員会の設置

(6) やりがい・働きの醸成

- ・ミーティングによる情報共有
- ・地域の児童・生徒、住民などとの交流

引き続き、職員の皆さまが安心して働くことのできる環境づくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。